

令和 3 年度 第 1 回コミュニティカ向上部会

区政会議全体会議（R3.12.17 開催）で委員からご意見いただきました、「部会で議論したいテーマ」に基づき、今回ご議論をいただきたい内容、ご意見をうかがいたい内容

【要援護者を地域で支える仕組みづくりについて】

- ・孤立死や認知症高齢者への対応等の福祉的な視点から、平成 27 年度より「要援護者見守りネットワーク強化事業」として区社会福祉協議会に見守り相談室を設置して要援護者名簿の作成を進めており、各地域活動協議会および民生委員会に要援護者名簿をお渡ししているところです。
- ・一方、全国各地で相次ぐ災害発生に伴い、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が一部改正され、「要援護者の個別避難計画」を概ね 5 年程度で作成することが義務付けられました。淀川区内でも平成 30 年の大阪北部地震、台風 21 号発生時には、要援護者の避難支援や安否確認をどのように行うのが課題となりました。
- ・各地域に要援護者名簿をお渡ししておりますが、今後、いざという時に備えて日ごろから要援護者を地域で支える仕組みづくりについて、どのように取り組めばよいでしょうか？

【地域活動の広報について】

- ・令和 3 年度は、区広報誌「よどマガ！」で毎月「よどちか～あなたの近くに地活協～」という連載コーナーを設け、各地域の特色ある取組みに加え、社明運動や防犯灯・防犯カメラ設置、放置自転車啓発など、地域の方々による地道な活動の紹介を行ってきました。
- ・淀川区は転出入者が 24 区中最も多く、特に若い世代の方々の増加が続いています。淀川区に転入して間もない若い世代の方々が、地域活動に関心を持ち、まずは参加者としてから地域活動に参画してもらうためには、どのような広報が効果的でしょうか？

【淀川区の魅力発信について】

- ・先日開催の令和 3 年度第 2 回全体会議において「淀川花火大会、交通の便、河川敷、梅田が近い、住みやすさがあるのに、魅力のある淀川区をもっと情報発信をしていくべきである。地域だけでなく全国に情報発信をする仕方、考え方を議論したらいいのではないか。」というご意見を頂戴いたしました。
- ・現在、淀川区の情報発信の手段として、広報誌、ホームページ、Twitter、Instagram 等があります。区の魅力を伝える手段として、それぞれの媒体をどのように使い分け、他にどのような手段が有効でしょうか？また、区内だけでなく、全国に情報発信するために、広報媒体の効果的な活用方法（手段や発信内容等）があれば教えていただきたいと思います。